

令和2年度 第5回障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会 会議録

日時：2020年（令和2年）11月30日（月）9：30～11：30

会場：藤沢市役所本庁舎5階 5-1・5-2会議室

出席者：高山代表，澤野副代表，齊藤委員，種田委員，都築委員，林委員  
富澤委員，西村委員，向井委員，伏見委員，大澤委員，前田委員

計12名

事務局：地域包括ケアシステム推進室（玉井）

福祉健康総務課（矢内）

福祉事務所長兼生活援護課長（井出）

福祉医療給付課（山之内）

子ども家庭課（大庭，大木，安田）

障がい福祉課（須藤，松野，加藤，相澤，鎌田，勝木，竹原）

ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく（吉田）

計15名

欠席者：なし

傍聴者：5名

### 1. 開会

（1）開会挨拶。（事務局：須藤参事）

（2）配布資料の確認。（事務局：勝木主任）

### 2. 前回の議事録確認

事前にメールにて修正意見があり，また当日向井委員から修正意見があったため，修正し確定版を後日送付。

※都築委員から事前に示された注釈の訂正及び追加意見について，後日改めて回答することとなった。

### 3. 議事

（1）次期計画素案について

・事務局から資料1及び2について説明。（事務局：鎌田主査）

#### 【説明要点】

まず，素案の全体について，内容のところで，以前お配りしたものはその基本目標を前面に出して内容の構成をしておりましたが，その手法をやめて抽出された課題から基本目標に繋げるように項目の設定を改定し直しています。基本目標に紐づいた各事業については，皆様からいただいたご意見も含め，現在各課に照会中です。今

回お配りしている素案には、そういったこともあり掲載はしていません。皆様からいただいたご意見は、今後各課との情報交換をした上で反映したいと考えています。

3章、4章については、ここは福祉計画に関わるところで、見込み量等を掲載する部分ですが、こちらの見込み量につきましては、今、過去からの定量的なその伸びから試算しましたが、感染症の影響で非常に予測しづらい状況で、その影響も鑑みまして、現在再計算中のため掲載をしていません。そのため、いくつかの表は計算中や作成中としています。

また、グループワークでいただいたご意見をもとに今回の素案を修正しています。全体として文章が多くて読みづらいというご意見があったため、重複する文章を削除して簡潔にまとめ直しました。関連するページのイラストや図があった方がわかりやすいというご意見もありましたので、関係図等を挿入するよう考えています。それから、切れ目の無い支援につきまして、就学前から成人期という具体的な期間があった方がいいというご意見もありましたので、こちらにつきましては、資料1の11ページの基本目標4の最後の文章で乳幼児期から成人期までと具体的な期間を入れました。43ページでアンケートの内容と書かれている文章が繋がるように、わかりやすくしてほしい、アンケート上の問12と関連づけられると良いというご意見がありましたので、同じページ内にアンケートの結果をまとめ、読んだ方がすぐわかるように配置を変えました。それから、医療的ケア児等コーディネーターについて注釈が欲しいというご意見がありましたが、こちらについては、資料1の109ページの上から7行目から9行目にかけてコーディネーターの役割等を掲載しており、現段階ではこの内容で注釈を入れなくてもカバーできると考え、今回の素案では注釈をまだ入れておりません。皆様からいただいているご意見がかなり各事業に関わってくるような詳細なご意見が多かったこともありまして、大きなところでは、今私がお伝えしたところを変更いたしました。繰り返しになりますが、今後、いただいているご意見は各課との調整の中でまた入れられる・入れられないというところも含めて調整をしたいと考えています。

#### 【質疑応答及び意見】

##### ・質問（西村委員）

82ページに、令和5年度のまでの目標は令和元年度の実績に基づくと記載されていますが、この令和元年度の数値がわかったら教えてください。

##### ・回答（事務局：鎌田主査）

相談の令和元年度の実績は、まず総合相談という意味合いでの総合的専門的な相談支援の実施については、基本的にはゼロです。今は、市内の相談支援事業所、基幹も含めて7ヶ所ありますが、ここは全て専門相談として専門性を生かしながら、お互いの事業所のネットワークで全体をカバーしていますので、ここはゼロになります。詳細の人数や件数としては、訪問等の令和元年度の実績は、542件です。

・回答（事務局：加藤補佐）

相談支援事業者の人材育成の支援件数は目標値として150件としてありますが、令和元年度の基幹相談支援センターでの人材育成に関する事業の件数は146件。ネットワーク構築および連携強化に関する事業は、昨年度160件実施しました。

・意見（齊藤委員）

今の質問でページを見ていた時に、基幹相談支援センターの基幹の漢字が違っているの、直していただければと思います。

・回答（事務局：鎌田主査）

はい、修正します。

・意見（種田委員）

72ページの様々な活動への参加促進や支援の中の（1）ですが、（1）の最初の項目。1行目の中間あたりに団体組織化支援とありますが、スポーツ団体のほうは、組織化がやっとできましたので、団体の継続支援のようなところにならないのかと、前回のグループワークでもお話をさせていただいたのですが、その辺は計画の流れの中でこのままいくのでしょうか。

もう1点ですが、その次に5-3の活動の手段や環境の確保の中の情報受発信支援の2つ目の項目の手話通訳者・要約筆記者の派遣。聴覚障がい者の合理的配慮になると思います。私たちも活動していて手話通訳をイベントの中で設置したいと思っても、市の講演会やイベントなどは市が手話通訳者を配置していただけるのですが、市の主催の事業でないと、手話通訳者を自分たちで設置しないといけない。この派遣については聴覚障がい者の日常生活については派遣しますということだと思うのですが、やはり合理的配慮を整えてどうぞという状況を作るためには、日常生活だけではなくて、イベント等への手話通訳・要約筆記者の配置の支援のようなところもいただけたら、料金が高額なので嬉しいと思っています。

・回答（事務局：鎌田主査）

団体組織化支援の点については、継続という文言を入れるよう訂正します。

・回答（事務局：相澤補佐）

2点目の手話通訳者の配置については、おっしゃる通り大きな会場でのイベントで市が主催するものに関しましては、配置をさせていただいているところではございます。今現在は、そうではない、個人の活動に関する、あるいはあまり大規模ではないものにつきましては、こちらの予算の都合もあって、現在の要領等の中でもそういった活動には派遣はなかなかしにくいという状況がございます。経費が絡むところがございますので、どこまで配置できるかは要調整かと思いますが、難しい点があるかもしれないということをご承知おきいただいたうえで、内部で再度話し合いたいと思います。

・質問（都築委員）

63, 64ページの差別偏見の部分の、この目標の前段階の課題整理の段階で、発達障がい児者の25, 26ページに載っているアンケート結果で、発達障がい者の不当な差別を受けたことがある、虐待を見たり聞いたりしたことがあるという項目のうち発達障がいの数値が突出して多かったことに関して私たちは非常に危機感を持っています。ただ、その結果に関して、この63, 64ページのところで発達障がい者に関するこの問題をどう解決するのかということが具体的に書いていないので、どのように取り組まれるのか。発達障がいに関する案件に関しては、やはり障がいの特性の理解不足、こういったものが足りないということが原因になってくるかと思しますので、この部分をどうやって計画として落とし込んで取り組んでいかれるのかを教えてください。

・回答（事務局：鎌田主査）

発達障がいのことに関しては、今年度から相談支援事業所のリートにもご協力をいただく中で、発達障がいに特化した会議を12月から開催していきます。その中で、発達障がいに関する理解のことも含めて現状の把握、課題の整理を進めていく予定です。その中で今話題に出ていることも市民の方からご意見をいただいていることをリートとともに委員の方々にもしっかりと投げ掛けをしたいと考えていますので、まだ具体的に何をいつまでにとは明言できませんが、そういった会議体を使って発達障がいに関するあらゆる課題、それから今後の方策を練り上げていきたいと考えています。

・意見（都築委員）

それがまだ検討中のところ、事業としてはっきり明記されてほしいなと思っていますので、その点もご検討いただければと思います。

・回答（事務局：鎌田主査）

かしこまりました。記載する場所は検討し直しますが、今のご意見は、可能な限り反映できるように考えていきたいと思っています。

・質問（都築委員）

基本目標4で今の質問の続きですが、差別虐待のアンケート結果があがっていますが、差別虐待案件が実は家庭内にも数字に上がってこない段階であるのではないかと思います。先ほど鎌田さんがグループワークの件でというふうに一部ご回答いただきましたが、43ページの部分で、ここには問9, 問10が載っていますが、載っていない問12というアンケートがあって、その問12の回答で一番多かったのが、将来をどう考え、どう育てていけばよいかわからないというものでした。これを放置してはいけないのではないか。これを放置してしまうと、そもそもの問題が解決せず、家庭内で差別虐待が起こってしまうのではないかと考えています。小さい

ときから乳幼児期、児童期の親支援のほうがとても重要になってくるのではないかと考えています。子どもの部分がこの基本目標の4にあるので、69、70ページのところに切れ目ない支援として記載されていますが、切れ目のないサービスだけの支援ではなく、本人の支援、サービスの提供ではない親支援をどのように取り組んでいくのかということ、発達障がい児に関して具体的なものを挙げていただければと思います。新しい事業にペアレントプログラムというのがあるので、とてもいいなと思いましたが、それも具体的にどう進めていくのかなということをお教えいただければと思います。

・回答（事務局：大庭補佐）

虐待というところでは、例えば障がい者虐待は障がい分野ですが、ご家庭で虐待は児童福祉法の範囲で、子ども家庭課でもやっています。従って障がい児の支援も子ども家庭課となりますが、虐待をどうやって防ぐかというところでは、特に親御さんという部分では、早期療育の中でのお子さんとの関わり方など正しい知識を学ぶこと、そして適切な支援が結びつくという点がポイントになると思います。もちろんその後、節目、幼児期から学校に上がる段階や成人になる段階でも切れ目ない支援が必要だと思えますが、その都度正しい知識と適切な支援があることによって、障がいの方の虐待を防げると考えています。逆に虐待者にしないという部分もすごく大事だと思います。障がい者虐待というところでは施設内の虐待というのも大分昔から問題になっていまして、そこをどうやって防ぐかというところもポイントになると思います。今回の資料2に掲載されているペアレントトレーニングや、保護者の方・支援者の方にどうやって支援していくかというところがポイントで、藤沢の場合はその支援については、支援者支援として10年近く行っていると思えますし、逆に保護者支援では、太陽の家が昭和50年代にできまして、そこからスタートして今保健所に移行して、療育に留まらない発達支援という視点で、知的障がいや様々な障がい、発達障がいを含めたお子さんに対する保護者支援も含めた支援もやはり考えていくところでは、ペアレントトレーニングもこれから入ってくるころ、具体的に検討しながらご期待に沿えるようにやりたいと考えています。また、やまびこの会など皆さんにお手伝いいただきながら、様々な講座もやっていますので、そのあたりも連携しながらできるといいのかなと思っていますので、引き続きよろしくをお願いします。

・意見（都築委員）

発達障がい児の虐待は暴力だけでなく、その本人のことを理解しないで行う支援がどれだけ発達障がい児の本人について辛いかというところをきちんとできるような親支援・本人支援を整えていただきたいと思います。

・意見（都築委員）

児童精神科医からの適格なアプローチというのが実はとても大事だと思っています、

以前からその医療のところと連携してほしいとお伝えしていますが、今回もそれがなかなか上がっていないようなので、ぜひご検討いただきたいと思っています。

・回答（大庭補佐）

医療ということですが、そもそも児童精神科医の数が少ないと聞いています。この藤沢・湘南圏域でも貴重な人材というか、少ないというところでは。検診等は子ども健康課、あとは子ども家庭課の発達支援担当でも児童精神科医と連携させていただいています。もちろん児童相談所の中にもそういう先生がいらっしゃる、判定や診断とまではいかないアドバイスをしていると聞いています。その部分を細かく言うと、この圏域のところでの療育相談のシステムというのは、医療モデルではなく、どちらかという支援モデルであり、社会モデル的なところがあると思うので、医療がしっかり入って診断をしながらその後療育を提供していくという、横浜などのシステムとちょっと違うと思います。それでありながら、児童精神科医、例えば太陽の家の中沢先生や、新泉ころのクリニックの朝倉先生など、数少ない先生たちと職員も含めて連携しながらさせていただいていますので、それがここまで落とし込めるかという限界があるかなと思っています。当然医療との連携、教育・医療・保健福祉というのは今後より必要になってくると思いますが、現時点で明確にお示しできるところはありません。

・意見（澤野副代表）

先ほどの啓発事業もそうですし、今ここに出てきた相談事業もそうですが、人と人の接触の質が大分変わってきて、ますます孤立しやすいような環境があることを考えると、やはり福祉のユーザーには得意じゃない方が多いかもしれないけどオンラインの環境整備を意識していただかなければいけないと思います。例えば相談事業ではどこまで活用できるのか、どこまで繋がりが維持できるのか、というところも出てくるかと思っています。体験型というようなキーワードがだいぶこれからやっていけるのかなという部分もあるので、そういった繋がりを維持していける環境を作っていければというところを一緒に取り組んでいければと思いますので、よろしくをお願いします。

・回答（事務局：鎌田主査）

特にその相談の部分で、相談はしたいけど人と会うのが嫌だとか家に来て欲しくないとか行くのが怖いとか、そういったことが今あると思いますし、この先も出てくるかと思っています。今副代表にお話しいただいたように、こちらでもぜひご協力をお願いができればと思っていますので、よろしくお願いいたします。

・意見（高山代表）

私がまだ発言したらいけないと思うのですが、今の澤野副代表からもありましたので、相談支援体制の整備というときに、やはりICTの活用のようなことも含めた体制整備を視野に入れていく必要があると考えています。他の自治体ですが、な

なかなか自治体としてICTのシステムが十分でなく、むしろ事業所の方が進んでいるところもありますが、進んでいる事業所さんはZoomを使った面談。むしろ、障がい者の特性とかその方の状況によっては、むしろZoomの方が安心して話ができるとか、一対一で向き合ってもらえている感がすごく伝わってくるというご報告も聞いていますので、体制整備の中にお金かかることですが、ぜひ各事業所も藤沢市もICTの活用を積極的に考えていただけたらと思います。

・回答（事務局：鎌田主査）

我々としても、これはまだ検討の段階ですがAIやICT、それからIoTを視野に入れて向こう6年間考えていきたいと思っています。当然面談だけではなくて、環境さえ整えばケースカンファレンスなどもZoomなどを活用してできる。そうすると、移動の時間やコストも下げられるかもしれないということを考えれば、そういったことも視野に入れて今後引き続き検討したいと思っていますので、こちらでもまたよろしく願いいたします。

・意見（西村委員）

89ページの障がい福祉サービスの量と質の確保のための方策の（3）の居住系サービスの量と質の確保の中で、共同生活援助の不足と書かれていますが、共同生活援助における宿泊体験等を推進するのをぜひ具体的な数値目標を挙げて強力に推進していただけたらと思います。グループホームにしても入所施設にしても、生活活動拠点は少ないとここ数年ずっと言われていることなので、できれば具体的な数値目標というのを挙げて次の何年間という形で目標にして、特に体験できる場所というのが増えていくといいと思います。また92ページの相談支援事業のことですが、相談の支援が必要だけでも繋がっていない人のニーズの掘り起こしというのは、数年前にワーキングチームがあったときにも何人かに実際やってみて辿り着いて、それからずっとフォローするような一定の成果が出ているので、こうした取り組みはぜひ地道に継続していただけるとありがたいと思います。

・回答（事務局：鎌田主査）

体験の場につきましては、その人の生活を今後成り立たせていくという意味で経験は重要ですので、具体的な数字を入れることも視野に入れながら、どのように入れられるかが今後検討をする必要があるため、明言はできませんが検討します。2点目の件については、なかなか声を上げられない方や、相談に行きたくても行けない方のフォローを2年前3年前に実施をしてその後やれたりやれなかったりという状況もございますので、こちらは、相談支援の担当の方々委託の方々を中心に情報共有をしながら進めていけるといいなと思います。

・意見（伏見委員）

先ほどの章に戻って申し訳ないですが、子どもの方の切れ目のない支援というキ

ワードがあって、グループワークでも自分も参加し話をさせていただきましたが、切れ目というのは、私は制度の切れ目とか、年齢の切れ目ってこともあると思います。特に子どもは節目というのがあって、それが大事だと思います。節目はしっかり作ってあげる。だけれど、制度の切れ目で支援が切れてしまうというのは良くないことだと思っています。そうすると、それは子どもだけではなくて、大人も一緒だと思っているのと、子どもの場合は学校の3年や6年という節目がありますが、大人の節目というのはどこに置いたらいいのか。そうすると、節目がないと、18歳になってからずっと同じ平板化した支援になってしまうのではないかというのが、相談としてもそうですし、支援としてもそこが一つ課題なのかなと思っています。なので、支援を、例えば就労とかもそうですし医療もそうなのですが、そういった他分野との切れ目がないようにするというのも切れ目のない支援と思います。同時に、特に就労などは結婚や一人暮らしをするなどのライフイベントと密接に考えていく必要があると思います。単に就労だけの支援というのはやはりなかなか一側面ではないのかなと。あと、子どものほうで一つ感じたのが、親御さんへの支援の点で、そこは児童のほうでも、できれば本当はもう少し突っ込んで、具体的には親御さんへの支援ということを取り組んでもらいたいと思いますが、大人でなくてもこれも一緒なのかなと思います。特に相談事業をしていると半分は親の支援であったり、もっと言うと兄弟の支援も十分に出てくると思います。けれど、大人になるとそういうところがすごく弱くなってしまうということもあると思いますし、相談支援の更なるその後のフォローとしては親御さんがどういうところに行ったら話ができるのかとか、当事者の集まりがあるのかとか、兄弟のそういった当事者の集まりがあるのかとか、そういったことはなかなか任意で立ち上げるのは難しいと思うので、事業化していただけるとありがたいと思います。

・回答（事務局：鎌田主査）

就労の部分はおっしゃる通りで、結局大きなイベントごとでありますし、就労できてそれをどれだけ継続できて、さらにそこからやはりご本人とか、受け入れてくれている会社の方々ほどどれだけその人のことを理解して、ということが続けていければ社会や組織を変えられる大きなチャンスですので、そういったことを考えますと、今後継続性を持って、例えば就労定着支援のような事業を就労・進路の部会とかを通じてうまく活用して強化ができるといいと考えています。

・補足（事務局：加藤補佐）

これまで委員の皆様から頂戴したご意見を、補足を含めて今後こちらの計画の方に反映させていければなと思います。そのお話を伺う中で、この3章の部分の基本目標に掲げたところで、個別の障がいの分野を取り沙汰した部分もありますが、ひとえにまず障がいに関する理解を地域も含めて深めていくといった考え方ですかとか、お子様も含めて、様々な障がいに応じた支援体制の充実、本人家族の高齢化への対応、こういったところも含めて網羅的な基本目標を今回位置付けることが出来たの



かなというふうに、今伺っていて思いましたので、より具体的な取り組み内容を可能な限り紐づけて考えたいと思います。

・意見（向井委員）

8050問題という言葉がありますが、第3章では親なき後の、障がい者が独りで暮らさなければいけない事態が目の前に迫っている。私もそうですが、障がい者の家庭は、家族がたくさんいる家庭はいいのですが、片親の場合も多いと思います。そうすると、将来生活保護を受けるために、我が家も持ち家を処分しないと生活保護を受けられない、まだ処分していないのかと、相談に行くたびに言われます。そんなことを考えますと、親なき後が心配です。そういう視点からもふじさわ障がい者プラン2026の中に親なき後の視点で書いてあるのは、何ページでしょうか。どの程度あるのでしょうか。もし少ないようであれば、盛り込んでいただきたいと思います。

・回答（事務局：鎌田主査）

親なき後というところで、何か一つ項目を作ることは多くはできていない現状がありますが、67ページの基本目標3の3-1の(3)のところでは、ご本人ご家族の高齢化への対応という部分をまずは考えていきたい。どうしても親御さん、御家族・親族の方々の立場で今まで本人の生活を支えていた人たちがいなくなったとき、何か現状の制度やサービスで全てを賄うとなるとなかなか難しいことがございますので、そういったところで一つは、いろいろなサービス、例えば先ほどのグループホームやショートステイの話に出てくるそういったサービスを充実させるという視点で現段階では考えています。それから78ページで、地域生活支援拠点等の整備の項目があります。現在藤沢市として地域生活支援拠点等に関して、緊急時の対応の部分で面的整備を考えてきていますが、それを進めていく中でやはりご本人以外のところで何かあったときという緊急対応の事も含めるとそれは状況としてはいわゆる親なき後と言われる状況と全然変わらないので、そういった意味で高齢化重度化への対応とか親なき後ということを見据えています。今後もどのように対応していけるのかというのは、具体的なことは現段階ではお伝えできませんが、さらに検討を深めていきたいと考えています。

・意見（齊藤委員）

細かいところですが、第4章の106ページの医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置についての説明文と、基本目標の方で書いてあった世代をまたがる支援のところがちょっと。これは子どもの計画という部分なので書きにくい部分もあったと思いますが、最後の2行で、「これらの協議の場を活用し、医療的ケア児等コーディネーターと連携しながら、引き続き医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう」というように、“児”になっており“等”になってない。医療的ケア児

等コーディネーターの“等”は、者も含みますので、者のことも含めて、せめて成人移行期支援も含めた範囲だという書き方でも結構ですが、繋がるところが大事であり、そこをあえて書かないとなかなか理解していただきにくいと思ったので、書き足していただきたいと思います。ちなみに、重度障がい者支援部会で今年度は調査をしておりまして、途中経過ですが、20歳位までの学齢の人数が圧倒的に多いです。成人になると少なくなってきましたが、しかも数も多いし、質も人工呼吸器をつけた方が年少の方にも増えてきているということで、障がいの医療的ケアという単位で言ってもかなり状況が変わってきていますので、従来の処方では対応できなくなってくるというのが目に見えてきていますので、児者つなげた形での計画に見えるようにしていただければなと思います。

・回答（事務局：大庭補佐）

ご指摘の医療的ケア児への支援の関係機関の協議の場として、齊藤委員にはご協力をいただいて進めていますが、このところは第2期障がい福祉計画の基本指針では国の方で示していて、それに基づいて実はこの4章は組み立てられています。もちろん、藤沢市の特性も押さえながらの重点的な基本指針になっています。ご指摘の通り医療的ケア児等コーディネーターの“等”がここに付いていますが、ここでいう「医療的ケア児が」というところは、国の計画との整合性を見ながらあえて抜いています。ただ、ご指摘のように、児から者の移行とか、もともと“等”のところに“者”が入っているというところは押さえつつ、コーディネーターの役割のところでは、とても大事だと思っていますので。国の指針との整合性を確認しながら記載を検討しながらも、そういう認識はちゃんと持っていますので、引き続きよろしくをお願いします。

・意見（向井委員）

各章にわたって、ふじさわ障がい福祉計画の「ふじさわ」に平仮名を使っていますが、この障がい者問題の場合は、障がいの“がい”をひらがなにしていますので、平仮名ばかりたくさん並ぶとかえって読みづらく感じるため、藤沢を漢字にした方がいいと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

・回答（事務局：鎌田主査）

他課の部分は直接に我々が関与できない部分ではありますが、各掲載予定事業のお話に関わってくるところなのでそこは情報として届けていければと思います。

・補足（事務局：加藤補佐）

補足します。まず今回策定中の者計画・福祉計画・児福祉計画については、現行の『「きらり ふじさわ」中間見直し』の着眼点から、ひとまず、“藤沢”という表記とその障がいに関する“がい”の字のところも平仮名で表記し、見たときの印象等をやわらかいものにするとして6年前にこの名称になっていたかと思います。読みやすさ等々、ご指摘のとおりかと思いますので、後ほどその他のところにも関係すると

ころでございしますが、貴重なご意見として頂戴したいと思います。

・意見（齊藤委員）

障がいの“がい”の字の表記については、まず障がいの定義が昔のICIDH、今のWHOで決めた医学モデルに基づく障がいという場合の“害”の字。そもそも“がい”の字は石辺の“碍”が多く使われていたといいますが、当用漢字になったときに採用されなくなったので当て字としてウ冠の“害”が使われたという歴史があります。それがただ、当事者の方が“害”の字を嫌がるという意見も多くあったので、藤沢の場合はひらがな表記に変えたのですが、その後、2001年にICFの考え方が新しく出まして、それによると障がいは個人が持っているものではなく社会の問題である社会モデルという考え方だというふうに変えたということで、“がい”の字の考え方としては、むしろ社会に問題がある障がいだという意味でむしろ漢字の方がいいという意見もあります。そこについては国の中でもいろいろ協議された時期がありましたけれども、結局どちらを使うか結論が出ておりません。藤沢の場合には“がい”の字はひらがなと決めましたので、それをまた覆すのはかなり難しいかと思いますが、基本的に考え方として、両方の考え方もあるという中で、いろいろな表記になっています。

・意見（向井委員）

障がいの“がい”というのをひらがなで書くのはもう全国的にもコンセンサスが得られていると思いますから、私はひらがなでいいと思っていますが、ちなみに地方公共団体で千葉市と宝塚市は漢字の“碍”にこだわって使っています。藤沢はこれでやるということですので、法律にこれで書いてあろうとこれでいいと思います。私が申し上げたいのは、藤沢をわざわざ平仮名で書くとかえって読みづらいのではと思います。漢字で書く藤沢市というのは、全国に一つしかありませんけれど、知らない方は平仮名で書いてあると、どこの計画かわかりづらいかもしれないし、引用して書く場合も長くて困るかもしれませんので、“ふじさわ”をぜひ漢字に戻してはどうかと思います。

・意見（伏見委員）

108ページの相談の件で、サービス等利用計画案のセルフプラン率の高さが藤沢市の課題だということについては、ご説明を受けていたと思いますが、児童において、成人の場合の相談は委託相談・計画相談・専門相談の三層の相談体制が我々民間の事業所で少なくともやっていると思いますが、障がいの場合、専門相談である、ないしは委託相談というところについて、まだこの計画のほうには来ていなくて計画相談で何とかやっていこうということなのかなと思いますが、児童の場合の、あくまでも作り手としての困難性というところについては、モニタリングの時期はバ

ラバラですが、夏休み前とか卒業期とか入学後とか、学校における状況の変化の時期は皆さん一緒なので、時期が集中するという点が児童の量を抱えたときの一つのポイントとっていて、先ほど言った精神などの三層のやり方なんかというのも一つ参考にしながら、相談体制ないしは役割の分担ができるといいのかなとっていました。

・回答（事務局：大庭補佐）

108ページの障がい相談支援というのは、体系としてのところなので、委託など藤沢にある三層構造のところは敢えて別立てで載っていると思います。ご指摘の通り、切れ目ない支援というところは相談で大切なところだと思います。これから恐らく相談支援の体系も変わってきて、委託相談または総合的な基幹相談がどうなっていくか。よく一層、二層、三層という言い方もあると思いますが、そこがやっと始まったばかりかなと私も思っています。ただお子さんの場合、障がい児相談支援を除いて相談というところでは、様々なご指摘があるように、障がいはまだわからない段階から、障がい・発達心配があるというふうに関わっていく相談ももちろんあります。例えば最初では医療の相談がある。お医者さんとか看護師さん、助産師さん。その後母子保健という形で保健師さん。地域の保健師さんが相談を受けています。これは、医療的なケア児も含めてですが、発達障がいのお子さんも含めて保健師さんが関わっていく。その次に子ども家庭課の発達支援担当というところで健診後のフォローというところに入るとなると、あまりいい表現ではないですけど、いわゆるグレーゾーンの手前ところ、障がい手帳をとるとか判定を受けるとか診断を受けるということが明確にならなくてもフォローする、というのが今の考え方で、そんな中、より関わりにくいお子さんと関わりやすいようにするにはどうしたらいいかというところを様々な、児童期は障がいだけの専門家だけではなく、教育の先生の意見も必要だったりする。そういったところは障がいの計画に落とし込むのはなかなか困難なので、ここは逆に言うと障がいに特化した重点的な指針や目標が掲載されると思いますので、逆に言うと、健常児も含めて障がい児だと思っていますので、そのフォローを一緒に考えられればいいなと思っています。

・意見（大澤委員）

64ページの1-2の(1)の一番上の丸の「幼い頃から人権を守る意識を高めていくため、学校での人権教育を進めるとともに」と書いてありますが、この幼い頃の定義というのはどの時点なのかなというところと、学校という括りをつけてしまうと、例えば保育所の年中や年長ぐらいになってくると、「この子違うよね。他の子と違うよね」といったところでのいじめや誤解が発生しやすくなっていくのかなと思いますので、人権教育を進めるとしたら、保育所を利用している5歳、6歳ぐらいからでもできると思いますので、その表記について、もしよければ再検討いただければありがたいと思いました。

・回答（事務局：鎌田主査）

ありがとうございます。記載内容につきまして、今大澤委員からお話を伺って、この部分を再検討させていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

・意見（種田委員）

1点目は、73ページの今度新しく計画に入る基本目標6の真ん中の6-2の緊急時対応・災害対策等の強化の一番下に「災害時・感染症流行時に日頃の障がい福祉サービス等の利用ができなくなる状況を回避できるよう」とあります。私は障がい福祉サービスを受けていませんが、主体的に太陽の家の体育館で約20年間、スポーツで健康を維持しています。このコロナの影響で約6ヵ月間、スポーツ活動ができなかった状況がありまして、ここに障がい福祉サービス等とあり“等”の中に入っていると思いますが、この“等”の中から出して、主体的に障がい者活動も、福祉サービスに順じて記載していただきたいと思っています。もう一点は、91ページの地域生活支援事業のところですが、自発的活動支援事業。これは災害時の避難支援に関わる避難行動要支援者名簿の地域への提供というところですが。地域は名簿受け取っても地域に情報を開示しない、出来ない、個人情報を出せないというふうに、私も関わっていてそうおっしゃいます。地域に丸投げよりは、行政のほうである程度個別支援計画の作成を担っていかないといけないのではないかと考えています。これは一緒に活動している障がい福祉団体連絡会の皆様からも意見が出ています。前回のグループワークでもやはり相談支援、安全安心プランの中で、災害対応の個別支援計画を作成できるという意見もありました。ぜひともこの91ページの中に盛り込んでいただけると嬉しいです。よろしくお願いいたします。

・回答（事務局：加藤補佐）

73ページの基本目標6-2のところにある記載の考え方ですが、事務局で検討した過程においては、まず災害時の対策、また、感染症等の平常時ではない状態のご本人様ご家族様の生活を捉えたときの趣旨で、災害対策、感染症対策の強化という整理をひとまずつけています。その観点から、先ほどの(2)の丸の最後の丸の、「日頃の障がい福祉サービス等の利用ができなくなる状況を回避できるよう」と書いているのは、事務局としてはいわゆる利用者様の日常生活の支援が継続的に止まらないようにすること念頭に置いた記載となっています。ですので、この福祉サービス等の“等”というのは、いわゆる法定のサービス以外のオフィシャルなサービス以外のものも含めた支援体制のことを念頭に入れて書いています。その一方で、障がい者スポーツ等の活動についても当然重要な活動であると考えているところから、その前のページの5-2の(1)の文化スポーツ活動の充実で、「健康の維持増進などを総合的に推進する」等々のスポーツの重要性のところもうたっていると思いますので、整理の仕方としては、災害時、前段のところに入れますと、災害時のスポーツのことに見えてしまいますので、障がい者スポーツの活動の

ところは、重点に別途置きつつ、災害対策の重要性をこちらで記載しているというところが事務局の趣旨でございます。また、91ページの自発的活動支援事業はいわゆる総合支援法の中に位置づけられた地域生活支援事業の活動としての支援者名簿等々の記載でございますので、当然災害時のところの個別支援計画の策定等々は今後早急に取り組むべき課題ではございますが、そういった趣旨も基本目標の6のところと事業を整理して記載していければと考えています。

・意見（種田委員）

73ページですが、災害時というよりは感染症流行期の福祉サービスは止められないというのは、利用者の利便性を考えると判ります。スポーツは、その一番大変なときはできないかもしれないですが、やはり利用できない状況が長く続くと、日頃利用している方の健康を害したりする状況があります。災害時・感染症流行時のほうにも入れていただきたいと私は強く思っています。ご検討いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

（事務局：加藤補佐）

種田委員ありがとうございます。この観点について、各委員の皆様からどのような形でこちらにスポーツ関係等のところに記載すべきかご意見をいただけるようであれば、そのことを踏まえて事務局としては考えていきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

（高山代表）

はい。ご意見ございましたらお願いいたします。

（伏見委員）

全く私見ですが、加藤さんからもご説明がありましたが、5-2のところとの関連性だと思います。もちろん種田委員がおっしゃっている福祉サービス等の解釈ですが。一方でやはり公的な設備の使い方の説明や状況の共有、報告がしっかりとされるということが大事で、もし使えないのであれば何故使えないのか、どういうことを危惧しているのかということをしつかりと説明するということになるのかなと思いますので、文章の表記はイメージがないですが、例えば「災害時感染症の流行時についての公的機関の設備や建物の使用については適宜状況を情報提供していきます」とか「関係機関に連絡します」とかそういうことなのかなと思います。やはりここで災害とか感染症とか、かなり危険な状態も想定されているのに、利用できますよということをやたらうってことは市としてはできないというのは察しますので、大事なのは情報提供なのかなと思っています。

（高山代表）

今の事務局のご説明からすると、やはり6-2については、タイトルにある通り緊急時であり、平時ではないということ想定して書いているという解釈になると思いますので、今伏見委員がお話されたような個別に説明をしていく、特にこの感

感染症は今回私たち初めて体験していますので、どういう状況かレベルの設定がなされたことと実際に対応していることの連動が今ないので、私たちも分かりにくいのですけれども、どれぐらい私たちが気をつけなければいけないか、例えば市なり県なりがレベルを出したときに、このレベルのときにはこういう対応になるということは、おそらく今後必要になってくるのかなと思うので、どちらかというところという丁寧な説明や対応というところで定義がわかりやすいかなというふうに思いますし、当然5-2のところでもそのことを対応していただけるという説明で解釈すれば、今種田委員がおっしゃってくださったように、種田委員も緊急時のことについてはもう十分わかりますというご意見でしたので、このような整理でいかがでしょうか。

(各委員から異議なし)

・意見（種田委員）

今回のコロナの感染においては、長期にわたっているので、緊急事態宣言が出ている時期は仕方がないと思いながら過ごしておりましたが、やはりそれが解除された後も、他市の福祉関係の施設は開いているのに、藤沢はまだ利用できない。これはどういうことだろうというのが大きく感じたところです。やはり障がい福祉サービスも大切ですが、それを利用せず、市の福祉施設を利用して健康を保っている者もいるということをもう少しここに分かるように書いていただきたいと思います。緊急時・感染症流行時に、福祉サービスは止められないけど、主体的な障がい者の活動は、止めてもいいというのは、おかしいと私はずっと思っていて、休館が続いたので太陽の家の体育館の所長さんや障がい福祉課にご相談に行って、やっと9月から利用させていただいています。また今、感染が拡大していますが、これが利用できなくなるという状況が発生するのはわかります。ただ、ずっと使えない、他市では使えてなぜ藤沢は使えないのだろうという状況がありました。そういうところが、緊急時に困るなど思っていますので、一言なり入れていただけると嬉しいと思います。障がい福祉サービスは大切ですが、それ以外の物で生活を安定している者もいるということを知っていただきたいと思います。

・回答（事務局：松野主幹）

太陽の家の体育館の話が出ましたので、詳細を私からご説明をさせていただきたいと思います。今年度に限ってお話をしますと、4月から緊急事態宣言が出たということで、太陽の家の体育館は利用を制限させていただいておりました。というのは、他市のスポーツ施設と太陽の家の体育館の大きな違いというのが、太陽の家には藤の実学園としいの実学園があり、こちらには重度の障がいをお持ちのお子さんや大人の方が通っていらっしゃるということで、万が一その施設で感染症が発生してしまった場合には命に関わってしまう方がいるということも施設のほうも心配をしておりましたので、まず緊急事態宣言が出ているときには、外部からの利用は極力控

えていただきたいということで、条例に基づき届け出をして体育館を一時休止ということにさせていただきました。ただし、種田委員から今お話が合ったとおり、太陽の家といたしましても、障がい者スポーツの重要性というのは十分認識しています。では緊急事態宣言がなくなった後、どうしたら皆さんにお使いいただけるのかということを検討した際に、藤の実学園やしいの実学園、もしくは放課後等デイサービス等の利用者が居ない時間帯につきましては、一般の方の受け入れもさせていただこうということで9月から土日に限り太陽の家の利用者が居ないときに開放させていただいた状況です。他市のスポーツ施設が再開しているのになぜ藤沢市は太陽の家の体育館が再開していないかということ、そういうような事情もございます。また、スポーツ施設のご相談はいただいていますので、藤沢市には各市民センターがございまして、それぞれ体育館を持っています。サークル登録をしていただきますと、障がいのあるかたに関しましても、体育館を十分ご利用いただけます。そのように代替え案等も提示させていただいています。

(高山代表)

やはり緊急時ということについて、かなり限定的な、ここの6-2のところに関してはむしろ限定的である、平時ではないということを書いていただく方が、私としては良いのではないかなと思います。あとは今回のような感染症は私たち初めての経験で国もそうですが、各自治体の対応がよかったかどうかということの評価はなかなか難しいため、振り返ってどうだったかということこれから検討する必要がありますし、まだまだ感染のことは続くと思いますので、むしろそれを蓄積していただいて、今後どういう対応が適切かということを考えていただくということが大事だと思いますし、もちろん事務局の方はそのように考えてくださっていると思いますので、ぜひそのように整理をしていただけたらいいかなと思っています。

(高山代表)

一旦ここでご意見をいただくのを終了にしたいと思いますので、期日のことを事務局の方お願いします。

(事務局：鎌田主査)

本日から2週間のところで、12月14日の月曜日まで、追加のご意見がございましたら事務局まで、メールでもペーパーでも構いません、様式は自由でお伝えください。

## (2) その他

- ・事務局から次期計画の名称について説明。(事務局：鎌田主査)

### 【説明要点】

現行の計画には『きらり ふじさわ』という愛称が入っています。フルネームでは



「藤沢障がい者プラン2020『きらり ふじさわ』中間見直し」というのが現在の計画の名称になっておりますが、この愛称を外していけないだろうかと考えています。理由としては、まず『きらり ふじさわ』という愛称だけではその内容が全く伝わらないという問題があり、結局フルネームで言わなければいけないということがあります。そうすると、『きらり ふじさわ』というものが市民の皆様に浸透していないというところにも繋がってしまいまして、6年ほど前に事務局『きらり ふじさわ』と愛称をつける提案をし、それを当時の委員の方々に了承を得たという流れがあることから、事務局の都合となりますが、よりわかりやすい計画としていくために、もし異論がなければ外したいと思っております。

#### 【意見】

##### ・意見（種田委員）

この“きらり”という文言ですが、6年前に提案されたときに、私もその場にいましたが、私が住んでいる村岡地区でも“きらりむらおか”と使っていて、当時も既に使われている文言を使って何か意味があるのかと思います。あと、藤沢市は計画や施設に様々な愛称を付けたりするので、それが何のための計画や施設なのかがよくわからない状況が発生しています。これはいろいろな会議でも言われていると思いますが、地域包括支援センターもいきいきサポートセンターという愛称がやっと定着してきたかと思います。なかなか愛称をつけることがあまり良くない気が私にはしますので、今回外されるのは良いと思います。

（その他、愛称を外すことへの反対意見なしのため提案のとおり愛称を外すこととなった。）

#### 4. 閉会

##### ・閉会挨拶。（事務局：須藤参事）